

# 告 発 状

令和7年3月10日

東京地方検察庁

検事正 竹 内 寛 志 殿

告発代理人 德 永 信 一

告 発 人 住 所 千葉県八千代市緑が丘3丁目6番2号  
氏 名 小 笠 原 裕

告発代理人 住 所 大阪府大阪市北区南森町1丁目3番27号  
南森町丸井ビル6階 德永総合法律事務所  
氏 名 德 永 信 一  
電 話 06-6364-2715

被告発人 職 業 文部科学省職員  
氏 名 A (不詳)

被告発人 職 業 文部科学省職員

氏 名 B (不詳)

被告発人 職 業 文部科学省職員

氏 名 C (不詳)

### 告発の趣旨

- 1 下記の告発の事実2に記した被告発人Aの所為は、私文書偽造罪（刑法159条）及び偽造私文書行使罪（刑法161条）に該当し、
- 2 下記の告発の事実3に記した被告発人Bの所為は、私文書偽造罪（刑法159条）及び偽造私文書行使罪（刑法161条）に該当し、
- 3 下記の告発の事実4に記した被告発人Cの所為は、私文書偽造（刑法159条）及び偽造私文書行使罪（刑法161条）に該当し、
- 4 いずれも3か月以上3年以下の懲役に処すべき犯罪であると思料されるため、迅速な捜査のうえ、厳正に処罰していただきたく告発する次第です。

### 告発の事実

- 1 被告発人A、同B及び同Cは、いずれも文部科学省が申し立てた世界平和統

一家庭連合（以下「家庭連合」という。）に対する宗教法人解散命令申立事件（東京地方裁判所令和5年（チ）第42号。以下「本件事件」という。）の訴訟で文部科学省の指定代理人を務める文科省の職員であり、告発人は家庭連合の信徒である。

2 被告発人 A は、元信徒女性 A'（令和5年7月の陳述書作成当時67歳）から聞き取りを行うなどして、同人の陳述書を取り纏め、同人からの署名押印を得て、同人名義の陳述書を完成し、これを書証（甲H第18号証）として裁判所に提出し、証拠調べを経たところ、令和6年12月9日に実施された元信徒に対する証人尋問において、同人は陳述書の内容について、そこに書かれた娘のうつ病等の精神病の改善を願って入信したという入信動機の記載についても、先祖の怨念が娘の精神病の原因であり、地獄にいる先祖を解放して因縁を絶たねばならないとして不安を煽られたとする記載についても、それが元信者 A'の記憶や真意に基づくものではなく、陳述書の署名押印についても、その内容を「細かくは読んでいなかった」と回答し、それらが文科省職員である被告発人 A の作文であることを認める趣旨の証言をした。

3 被告発人 B は、元信徒女性 B'（令和5年7月の陳述書作成当時68歳）から聞き取りを行うなどして、同人の陳述書を取り纏め、同人からの署名押印を得て、同人名義の陳述書を完成し、これを書証（甲H第276号証）として裁

判所に提出し、その証拠調べを経たところ、令和6年12月12日に実施された元信者Bに対する証人尋問において、同人は陳述書の内容について、自殺して地獄で苦しむ兄を救うために弥勒菩薩像を授かる必要があるという因縁話を班長から聞かされて恐ろしくなり、弥勒菩薩像を購入したとする記載について、班長から具体的に何といわれたかを全く答えられず、それどころか、陳述書には元信者B'の記憶にないことが書かれていると証言し、それが被告発人Bによる作文であることを強く示唆した。

- 4 被告発人Cは、信徒男性C'（令和5年9月20日の陳述書作成当時65歳）から聞き取りを行うなどして、同人の陳述書を取り纏め、同人の署名押印を付して、これを完成し、書証として裁判所に提出し、その取調べを経たところ、その後、家庭連合からの連絡で陳述書の存在を知った信徒男性C'は、その内容を確認し、そこに「先祖因縁で不幸になる」「地獄に落ちる」などといわれ、恐怖心から多額の献金をしたり、物品を購入したり、「合同結婚式に参加しないと、私の家系は、先祖の因縁により不幸になるのではないか」と思い、不安になりました。私は、そのような不安を解消するためにも、合同結婚式に参加することにしたのです。」とあることを知って驚き、「(私は合同結婚式に)参加したいと言って、行った」と述べ、「はっきり言いますが、それ(陳述書)は私が書いたものじゃないですよ。」と断言しており(録音あり)、当該陳述書

の内容が文科省の担当者である被告発人Cの作文であることを明言している。

- 5 文部科学省の指定代理人である被告発人A、被告発人B及び被告発人Cは、それぞれが担当したA'、B'、C'の記憶ないし真意に基づかない内容を陳述書にしたため、名義人の確認と同意を経ずに署名押印を得、その重要な部分において陳述者の名義を冒用して偽造文書を作成した上、これを本件事件の審理に供する書証（証拠として用いられる文書）として提出し、裁判所による証拠調べを受ける等して使用したものであり、いずれも文書偽造罪（刑法159条）及び偽造私文書行使罪（刑法161条）が成立しており、3月以上5年以下の懲役に処されるべき犯罪である。

## 告発の理由

### 第1 文科省による証拠偽造のスキャンダル報道

#### 1 世界日報等による報道

- (1) 令和7年1月29日、世界日報は、「文科省、裁判資料を捏造か 揺らぐ解散請求の『根拠』」との見出しの下に文科省による陳述書偽造疑惑を初めて報道した。（甲1）。

(2) 令和7年2月10日、世界日報は、「知らぬ間に解散の証拠に『確認無い』 怒る現役信者 別宗教の元信者も紛れ込む」という見出しの下に文科省による陳述書偽造疑惑第2弾を報道した。それによると、解散命令を請求する証拠とした陳述書について、署名した本人から「書いていない」「事実と違う」などの情報が同紙に寄せられる中、新たに「知らないうちに自分が解散命令請求の中に入れられた」という訴えがあった。さらに、陳述書の中には、別の宗教団体の元信者の「被害」が紛れ込むなど、杜撰な“証拠集め”の実態が透けて見えるとしており、勝手に”被害者“とされた現役信者にインタビューしその怒りの声を伝えている。(甲2)

(3) 令和7年2月27日、世界日報は、「見知らぬ文面 覚えなき署名 確認怠り証拠として提出か 名義人自身が関与否定」との見出しの下、文科省証拠偽造疑惑第3弾を報じた。(甲3)

(4) 令和7年2月25日、産経新聞は、「旧統一教会『国側証拠に捏造も』」との見出しの下、全国紙として初めて文科省証拠偽造疑惑を報じた。(甲4)

2 福本修也弁護士「文部科学省による虚偽証拠捏造行為」(世界平和統一家庭連合のホームページ掲載)(甲5)

本件事件の家庭連合側の代理人を務める福本修也弁護士は、私文書偽造等が疑われている元信者らA' B' 及び現役信者C' の陳述書の内容と証人尋問の結果等の詳細を報告し、それらが文科省担当者による捏造であることを明白にしている。

因みに、文科省は、解散命令請求申立てにおいて、元信者らが作成した陳述書を合計 294 名分提出しているが、うち、33 名分は、信者の親族、文科省の役人や反対派弁護士などのものであり、元信者 261 名分に関しても、二世の元信者八名を除く一世の元信者 253 名のうち約 9 割が 15 年以上前に入信した者たちであり、なかには 50 年以上前に入信した元信者や、何 10 年も前に脱会した元信者が含まれており、彼らについては、かつて家庭連合を被告として争われた訴訟で、裁判所に提出された陳述書や供述調書がそのまま使われており、元信者 261 名中、そのほぼ半数が拉致監禁によって脱会していたとし、一方家庭連合がコンプライアンス宣言を發した 2009 年意向に入会した一世の元信者は、この 261 人中 19 名だけであり、このうち 18 名は、今回、文科省が聞き取り調査を行って陳述書を作成し、根本人が署名捺印をして裁判所に提出し、残り 1 名は家庭連合を提訴した原告であり、その裁判で原告が提出した陳述書を、文科省が今回の裁判でそのまま提出したことを記している。

### 3 福田ますみ「文科省の犯罪『統一教会陳述書』捏造の全貌」(月刊「Hanada」

2025年4月号)

2007年『でっちあげ』で新潮ドキュメント賞を受賞したノンフィクションライターの福田ますみは、福本修也弁護士の報告書に基づき、関係者のインタビューを行い、これを月刊「Hanada」2025年4月号に寄稿した。

そこには、家庭連合の法務局副局長の近藤徳茂氏の証言として次の引用がある。「家庭連合は古い陳述書についてもできるだけ調べ、その内容に矛盾や嘘が多いことを主張しました。しかし、解散命令申立て手続きで重要なのは、あくまでいま現在の時点で解散自由が存在するか否かです。このため、過去20年間に入会した一世の元信者から始めて過去に遡りつつ徹底した反論を行いました。そして、陳述書の内容の矛盾、虚偽性が、客観的な証拠に照らして特に明らかな5名の元女性信者に対して証人申請を行ったのですが、文科省はそのうちの2名に対する尋問を拒否したのです。最後は裁判所が裁量によって、残る3名の元信者のなかから、AとBの2名に対する尋問を認めました。」

この結果、2024年12月9日にAの尋問が、同月12日にBの尋問が行われた。「家庭連合側にとってA、Bに対する尋問の狙いは、文科省が内容虚偽の陳述書を作成して、家庭連合を陥れようとした事実を立証するこ



とでした」(近藤氏)。

## 第2 証拠偽造に関する文科省回答について

- 1 浜田聡参議院議員は、令和7年1月22日、世界日報が報道した陳述書の偽造疑惑について、文部科学省に対する質問をした。その内容は、「①文科省が作成し裁判所に提出した陳述書」について、当該証拠書類の資料をいただけますでしょうか。(資料要求)」「②記事(世界日報)に書かれた件について、文科省は承知していますか。承知しているかどうかに加えて、事実と違うという点に関する文科省の見解を伺いたいです。」というものであった。
- 2 文部科学省は、令和7年1月27日、浜田議員の質問に対する回答を行った。その内容は、「①当該裁判は非訟事件手続法に則って非公開で行っているため、法に則りお出しできない。また、裁判が終わった後でも、裁判の審議自体は非公開のままとなるため、証拠書類をお渡しできるかどうかはわからない。」「②記事そのものは承知している。事実と異なるかどうかについて、①の通り裁判の審議の内容に抵触するため、お答えできない。」
- 3 文部科学省の回答は、証拠偽造にかかる記事そのものは承知しているとしながら、非訟事件手続法に基づく非公開手続きであるという形式的な理

由をもって、回答を拒絶するものである。文部科学省の申立てによる重要事件の裁判過程において生じた担当公務員による証拠文書の偽造という国家的犯罪が問擬されている事件について、これを否定しないということは、所論の事実を肯定するものと同視できよう。(甲4, 6)

### 第3 有形偽造と無形偽造について

- 1 本件各陳述書は、いずれも署名押印をした陳述者名義の私文書であるがその作成は、文科省の担当者によるものであり、作成名義と作成者が異なる文書である。通常、作成担当者が作成した文書に名義人が署名押印した場合、当該文書の内容について、名義人による内容の確認と同意にかかる事実上の推定が働き、無形偽造（内容の虚偽）は成立しえても、有形偽造（名義の冒用）は成立しえないと考えられる。
- 3 しかしながら、作成者が作成した文書に名義人の署名押印があっても、その署名押印に伴う内容確認の有無、その程度範囲に疑問があり、実質的に名義人の確認と同意を得ていない作成者の作文であると認められる場合、当該文書については有形偽造、すなわち文書の作成者による文書名義の冒用が成立しうる場合がある。
- 4 思うに、「承諾を得た他人名義文書の作成は、通常は作成者と名義人

の実質的な齟齬を生ぜず、有形偽造としての当罰性は欠けるが、承諾があっても作成者と名義人が同一になるわけではない。問題は、当該文書にとって重要な作成者と名義人の齟齬の程度である。その同一性が厳しく要請される文書の場合は、表示された名義人と作成者のほぼ完全な一致が必要で、名義人の承諾があっても不真正文書となる」(前田雅英「刑法各論講義(第4版)」p447)。

5 また、代理権・代表権を有する者が、代理権限の範囲を超えた事項について本人名義の文書を作成した場合は、その点について作成権限の授權がないから真正文書とはいえない(最判昭和42年11月28日刑集21巻9号1277頁)。その場合、権限なしに代理名義を冒用して文書を作成したことになる。

6 本件各陳述書はそれが裁判の証拠として用いられるという文書の性質上、表示された名義人の記憶ないし真意と陳述書の内容とが一致することが求められる文書であり、重要な部分において名義人の記憶ないし真意と異なる場合、署名押印によって作成者に委ねられた授權の範囲を逸脱し、名義の冒用があると解される。すなわち、本件各陳述書は名義人の署名押印があったとしても、名義人による内容確認の欠缺ないし不備があり、その記憶ないし真意に反するところがある以上、いずれも陳

述書名義の冒用があり、有形偽造文書であるというべきである。

#### 第4 結語

告発の事実に係る被告発人らの所為は、現時点における証拠関係をみる限り、いずれも私文書偽造罪（刑法 159 条）及び偽造私文書行使罪（161 条）に該当し、懲役 3 か月以上 5 年以下の刑を受ける犯罪を構成するものと思料される。

告発に係る 3 通の偽造私文書は、文部科学省が申し立てた宗教法人の解散命令請求申立件で証拠として提出され、証拠調べがなされた書証である。

いうまでもなく、宗教法人法 81 条に基づく家庭連合の解散命令請求は、宗教の自由を有する告発人ら家庭連合の信徒らの信仰の自由を制約するものであり、その申立てにあたっては、裁判所における審理に係る活動にあたっては、関係者全員に公正中立の立場にたった慎重な取り組みが求められるところ、裁判における審理の対象となる陳述書という証拠文書の性質上、名義人の記憶と真意に基づくものが厳密に求められる。しかも作成者が文部科学省の職員であり、とりわけ文書の作成に厳正であるべき公務員であることも踏まえ、それら陳述書の名義人による署名押印の取り付けにあたっては、その内容の確認について慎重かつ厳密な対応が求められる

べきものである。かかる証拠文書の真正にかかる文書偽造等が問擬される  
本告発については、合理的な嫌疑が提起された以上、国家の威信をかけて  
徹底的に調査すべきものであると思料する。

加えて、本年 1 月に発足した米トランプ政権は、「宗教の自由擁護は重  
要課題だ」としており（甲 7）、新設された信仰局の局長に選任されたボー  
ラホワイト牧師をはじめとする要人らが、日本における家庭連合に対する  
解散命令請求を宗教弾圧の疑いがあると警告を発して注視している（甲  
8）。

本件嫌疑は、かかる最中に生じた国家の国際的信用にかかわる重大事  
あり、その疑惑を徹底的に解明して糺す必要がある。

## 立証の方法

- 甲 1 世界日報記事「文科省陳述書捏造疑惑①」（令和 7 年 1 月 21 日）
- 甲 2 世界日報記事「文科省陳述書捏造疑惑②」（令和 7 年 2 月 10 日）
- 甲 3 世界日報記事「文科省陳述書捏造疑惑③」（令和 7 年 2 月 27 日）
- 甲 4 産経新聞記事「旧統一教会『国側証拠に捏造も』、阿部文科相『公  
表は不適切』」（令和 7 年 2 月 25 日）

- 甲5 福本修也「文部科学省による偽造証拠捏造行為」（令和7年2月19日）
- 甲6 福田ますみ「文科省の犯罪『統一教会陳述書』捏造の全貌」（月刊「Hanada」2025年4月号）
- 甲7 産経新聞記事「バンス副大統領が旧統一教会関連行事で講演『宗教的自由はトランプ聖戦の重要課題』」（令和7年2月6日）
- 甲8 産経新聞記事「ホワイトハウス新部署トップに就任する女性伝道師 昨年、旧統一教会系行事にメッセージ」（令和7年2月7日）

### 添付の資料

- |             |     |
|-------------|-----|
| 1 甲号証各証（写し） | 各1通 |
| 2 告発委任状     | 1通  |

以上